

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和6年10月17日

証 抱 説 明 書 (D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

川 島 康



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第58号証

証拠の標目	四国電力伊方発電所3号機運転差止め仮処分第一審決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/090868_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年11月4日
作成者	広島地方裁判所民事第4部
立証趣旨	本書証は、広島県等に居住する債権者らが、債務者四国電力に対し、伊方発電所3号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における第一審決定である。 本書証によって、「気象庁は（略）震度7が加速度で何ガルに相当するといえないとしている。」と判示されていること（準備書面(35)第2の2(1)ウ(ア)(5頁)：本書証76頁）を明らかにする。

乙D第59号証

証拠の標目	四国電力伊方発電所3号機運転差止め仮処分抗告審決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/039/092039_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年3月24日
作成者	広島高等裁判所第4部
立証趣旨	<p>本書証は、広島県等に居住する抗告人らが、相手方四国電力に対し、伊方発電所3号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における抗告審決定である（確定）。</p> <p>本書証によって、原審の広島地方裁判所令和3年1月4日決定に対する即時抗告が棄却されたこと（準備書面(35)第2の2(1)ウ(7)（5頁））を明らかにする。</p>

乙D第60号証

証拠の標目	関西電力美浜発電所3号機運転差止め仮処分抗告審決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/985/092985_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年3月15日
作成者	大阪高等裁判所第11民事部
立証趣旨	<p>本書証は、福井県等に居住する抗告人らが、相手方関西電力に対し、美浜発電所3号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における抗告審決定である（確定。第一審は大阪地方裁判所令和4年12月20日決定・裁判所ウェブサイト）。</p> <p>本書証によって、「抗告人らは（略）令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況に照らしても、地震による原発事故が発生すれば、住民らは屋内退避をすることができず、避難経路の寸断のために避難することもできず孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになるから、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険がある旨主張する。そこで判断すると（略）抗告人らの申立てが認められるためには（略）人格権に対する直接的な侵害行為、すなわち本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばくにより、周辺住民の生命、身体に直接</p>

的かつ重大な被害が生ずる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである。ところが、原審及び当審における抗告人らの主張を踏まえ検討しても、上記判断のとおり、本件において、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険があることについて疎明があるとはいひ難いから、仮に重大事故が発生した場合における避難計画の不備につき検討するまでもなく、抗告人らの主張は採用できない。」と判示されていること（準備書面(35)第2の3(2)才(23, 24頁)：本書証21, 22頁）を明らかにする。

乙D第61号証

証拠の標目	中国電力島根原子力発電所2号機運転差止め仮処分決定 (裁判所ウェブサイト https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/158/093158_hanrei.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和5年5月15日
作成者	広島高等裁判所松江支部
立証趣旨	<p>本書証は、島根県、鳥取県に居住する債権者らが、債務者中国電力に対し、島根原子力発電所2号機において重大事故が発生すれば人格権が侵害される具体的危険があると主張して、運転の差止めを求めた事案における決定である（確定。なお、本案訴訟が控訴審に係属中のため、高等裁判所に対して申立てがなされた。）。</p> <p>本書証によって、「債権者らが主張する人格権侵害の危険は、本件原子炉において異常な水準で放射性物質が本件発電所敷地外に放出されるような重大な事故が発生した場合に、実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険がある」というものであるから、上記事故が発生する具体的危険性があることがその前提となっているというべきである。しかるに、これまで検討してきたところに照らすと、上記事故が発生する具体的危険性について疎明</p>

があったということはできない。そうすると、債権者らの上記主張は、上記の前提を欠くものといわざるを得ない。（略）深層防護の第5の防護レベルについて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の要求する措置が講じられていないあるいは不十分であることのみを根拠として人格権侵害の具体的危険が存在するとする債権者らの主張は採用できない。」と判示されていること（準備書面(35)第2の3(2)才（24頁）：本書証102頁）を明らかにする。